

平成25年(ワ)第38号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 意見陳述書

(原告ら準備書面(47)(48)の概要)

2017(平成29)年1月30日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 川岸卓哉

### 第1 本件事故の結果回避が可能であったこと

2002(平成14)年に発表された「長期評価」の示す津波地震をもとに津波評価技術を使って津波予測をすれば、東京電力が行った2008年推計と同じく、福島第一原子力発電所の主要な施設が設置されている敷地高さ(O.P.+10m)を超える津波による浸水が予見可能でした。それまでこの敷地高さを超える津波による浸水を想定した防護措置は一切取られていなかったのですから、ここに津波が浸水することが予見される場合には、非常用電源設備及びその附属設備が水を被って機能喪失し、全交流電源喪失に至り、崩壊熱の発生する原子炉を冷やし続けることができず、メルトダウンに至る現実的危険性がありました。

したがって、遅くとも2006(平成18)年までには、経済産業大臣は、東京電力に対して、適切な技術基準省令の改正と技術基準適合命令を発して、結果回避措置をとらせるべきでした。国が証拠として提出した原子力工学の専門家である岡本孝司氏、山口彰氏の各意見書においても、「設計想定津波」として取り扱われた津波については、直ちに対策が取られるべきものであることが確認されています。

経済産業大臣が、東京電力に対して、技術基準適合命令によってとらせるべきで

あった回避措置は次のとおりです。

第1に、非常用ディーゼル発電機や配電盤の機能を防護するための措置として、これらの安全施設が設置されているタービン建屋などの建屋の浸水防護対策及びその内部の部屋等への浸水防止対策を命じるべきでした（津波対策義務）。

第2に、技術基準省令33条4項の求める独立性の要求の観点からは、津波を共通原因として同時に機能を喪失することがないようにするために、敷地高さの建屋内にあった既存の非常用ディーゼル発電機とは別に、海水による冷却を必要としない非常用電源設備及び配電盤などの附属設備をO. P. +32メートルの高さに設置することを命じるべきでした。このような非常用電源設備としては、空冷式のディーゼル発電機かガスタービン発電機があります。（「独立性」欠如是正義務）。

原告らは、第1と第2の措置がとられていれば、原子炉を冷やし続けることが可能であったと主張するものですが、さらに、万が一に備えて、津波を原因として交流電源を供給する全ての設備や海水を使用して原子炉を冷却する全ての設備が機能を失った場合に備えて、代替する設備を確保する措置を命じるべきでした（代替設備確保義務）。

以上の回避措置を並行してとることによって、福島第一原子力発電所の事故は回避可能だったのです。

## 第2 結果回避可能性に関する国の主張に対する反論

これに対し、国は、2つの点から反論をしています。

1つは、原告らの主張する対策は「後知恵」だということ、もう1つは、敷地高さを超える津波の対策は防潮堤しかない、というものです。

### 1 原告らの主張する津波防護措置を後知恵とする国の主張について

国は、原告らの主張する回避措置の主張は、本件事故を経験して得た知見及び対策を踏まえた後知恵であると主張します。

しかしながら、原告らが主張するタービン建屋などの建屋及び重要機器の設置されていた部屋等の水密化にしても、非常用電源設備等の高所配置にしても、原子炉

施設を浸水から防護するための対策として本件原発事故前から既に存在していた設計思想でした。いずれも2006（平成18）年までに技術的に可能であり、現に水密扉や重要機器の高所配置などは一部では実施されていたところです。国が提出した岡本氏の意見書にも、2006年時点で、やろうすればできた対策であると書かれています。原告らは、本件原発事故後に開発された新たな津波防護技術を本件原発事故以前にも採用すべきであったなどと主張しているわけではありません。

国や東京電力が、2006年までに、2002年「長期評価」を考慮して敷地高さを超える津波対策を真剣に検討すれば当然とることになった対策です。これを「後知恵」にしてしまったことこそ国と東京電力の著しい怠りです。

## 2 2008年推計の津波を前提とした被告らの回避可能性に関する主張

国と東京電力は、仮に2008年推計を前提として福島第一原子力発電所の敷地高を越える津波の襲来が予見されたとしても、防潮堤の設置が唯一求められる対策でありその他の対策は不要という発想になると主張します。

原子炉施設全体を守るという目的からは防潮堤は有効な対策の1つです。しかし、防潮堤の設置だけでは、地震に伴う地盤の沈降の可能性、地盤の液状化など不確定要因を排除することは困難であり、防潮堤が十分に機能を発揮できない事態も想定して多重の防護措置が講じられる必要があります。加えて、防潮堤の設置については、許認可及び工事のために、少なくとも年単位の期間を要します。

2002年「長期評価」による予見に基づき、敷地高さを超える津波対策が設計基準事象となるとするならば、防潮堤の建設と並行して、防潮堤が完成するまでの間に敷地高さを超える津波が襲来することを想定して、短期間かつ低コストで施工可能な原告らの主張する津波防護措置や非常用電源設備の津波からの「独立性」確保の措置を講じておくことは国と東京電力に求められる適切な措置です。

現に、東京電力による過去の対応として、原子炉施設の敷地への浸水の防護策として、防潮堤を設置せず重要機器の高所配置、建屋水密化を短期間で実施し、国に報告しその確認を経た実例が現にあることから、国と東京電力の「防潮堤のみが

考えられる防護策である」とする主張は破綻しています。

### 3 2008年推計の津波想定と本件津波は遡上・流入の方向と波高・波圧が異なり2008年推計に基づく対策では結果回避はできなかったとの主張について

国は、2008年推計の津波と本件津波は「浸水高」が異なること、また2008年推計の津波は敷地南側から北側の主要建屋方面に流入したのに対して、本件津波は建屋敷地の東側前面から直接に遡上したのであり建屋に対する波圧が異なるので、2008年推計に基づく対策を講じていたとしても本件津波に対しては事故は回避はできなかったと主張しています。要するに、本件津波の規模が桁違いに大きかったので、仮に、2008年推計の津波に対する防護措置を講じていたとしても、結果は回避できなかったというのです。

しかし、国も東京電力も2008年推計に対しては一切、何の対応も採っていません。2008年推計の津波に対する防護措置を講じていたのに、それを超える規模の津波が来たことによって結果回避ができなかったというのであれば、それは一つの弁明になるかもしれませんが、一切何の対応もとらなかった国や東京電力が、「対策を取っていたとしてもどうせ無駄だった」と主張するのは、「開き直り」というしかありません。

この点は措くとしても、そもそも、2008年推計の津波の海水ポンプ位置における浸水高は、5号機でO. P. +約10.2メートル、2号機で約9.2メートルであるのに対して、本件津波は同位置で約11メートルであり、その差はわずかであり、2008年推計は本件津波と同様に敷地東側前面からの遡上をもたらされる危険性を示すものです。

また、本件津波に対してはタービン建屋の駆体部分は損傷しておらず津波に対する防護機能を果たしていました。そして、建屋内周辺が2～5メートルの浸水深の海水に埋まったにもかかわらず、建屋1階で観測された浸水深はこれを大幅に下回ったこと、また、建屋内への漂流物の流入もなかったことは、今回、国が認めるに至ったところでは、全く何の防護措置も講じられていなかったシ

ャッター構造の大物搬入口も、2～5メートルの浸水深の津波に対して相当程度の防護機能を果たし得ていたという事実を示しています。これを踏まえれば、2008年推計の津波を前提として浸水を想定した水密化措置を講じていたとすれば、タービン建屋等の内部、さらには重要機器の設置した個別の室内への浸水を防護することは十分に可能だったといえます。

なお、国提出の今村文彦意見書の試算によっても、2008年推計の津波が示す津波波圧と、本件津波によって建屋に及んだと推定される津波波圧は、少なくとも同等程度のものであったことが示されているのであり、2008年推計と本件津波の波圧の違いを理由に、大物搬入口等の水密化措置が効果を期待できなかったかのように主張する国・東電の主張は前提を欠くものといわざるをえません。

したがって、2008年推計の津波を前提としてタービン建屋等、及び重要機器のある部屋の水密化がなされていたとすれば、防潮堤が完成していなくても、本件津波に対しても非常用電源設備等の重要機器を津波による浸水から防護することが可能でした。

#### **4 工学的観点から津波防護義務を否定する岡本氏らの意見が失当であること**

国は、原子力工学の専門家である岡本孝司氏、山口彰氏の各意見書を引用し、「原子力工学の観点から」、投入できる資源や資金にも限りがあり、優先順位を決めるために安全対策を施す前提となる知見に相当な精度・確度が認められる必要があるなどと主張します。

しかし、2002年「長期評価」による予見に基づき、「設計想定 of 津波」によって敷地高さを超えるとするならば、敷地高さを超える津波がいつ襲来しても、万が一にも原子炉による災害が発生しないように、経済産業大臣と東京電力には、適時にかつ適切に実効性ある津波対策をとることが法令上求められるのです。

原子炉等規制法及び電気事業法の趣旨、目的である、原子炉による災害から住民の生命、健康、生存の基盤としての財産・環境を守るという観点からは、電気事業者の財産確保や利潤追求を、安全対策を先送りにする理由として持ち出すことは許

されません。被告らが敷地高さを超える津波対策として思いついていたものは防潮堤だけだったというのは、原子炉施設という財産全部を守ることをのみを考え、万が一の原子炉災害により未曾有の被害が発生してしまうことを軽視・無視したからです。

その結果として、本件原発事故から6年を迎えようとしている今なお、原告らをはじめとする被害者の苦悩・苦痛が続き、また福島復興の困難と莫大な財政負担がもたらされているのです。

国は最終盤になって、原子炉工学の分野の研究者の意見書を次から次と提出してきました。これらの研究者は、本件事故前において原子炉分野の中枢に位置し、2002年「長期評価」に基づく津波予見可能性を軽視・無視した方々です。いわば国と東京電力の事故前の安全思想を共有していた研究者です。その点を十分に考慮していただきたいと考えます。

以上